

一宮市立大和中学校 Web サイト運用規程

令和5年4月3日改訂

(趣旨)

- 1 本規程は、「一宮市学校教育ネットワーク管理運用要綱」（以下、「運用要綱」と言う。）及び一宮市小中学校における Web サイト公開に関する要綱（以下、「公開に関する要綱」と言う。）に基づいて、一宮市立大和中学校における Web サイト公開に関して必要事項を定めるものとする。

(WEB サイト開設目的)

- 2 本校の教育活動を広く発信し、開かれた学校づくりの一助とするとともに、その教育成果を公開する中で意見を収集し、その後の教育計画に役立てることを目的とする

(WEB サイトによる情報発信)

- 3 管理責任者は校長とする。校長は、本規程に基づいて適切な発信内容であることを確認しなければならない。
- 4 学校の Web サイトによる情報発信は、学校の公的名称「一宮市立大和中学校」を使用する。管理責任者である校長名を Web サイト上に掲載する。
- 5 Web サイトによる情報発信ができるのは本校の教職員でなければならない。したがって、児童、学校運営委員会委員、P T A 役員、同窓会役員等が作成したページを発信する場合、担当者は校長の承認を得なければならない。

(生徒の個人情報の発信とその範囲)

- 6 学校の Web サイトで発信する生徒および教職員の個人情報の発信に関しては、次の各号に定めるものとする。
- (1) 氏名については、発信を認めない。(校長を除く)
 - (2) 生徒および教職員の意見、主張、作品等については教育上の効果を考慮し発信することができる。
 - (3) 生徒および教職員の写真を使う場合は、集合写真など個人が特定できないものや同意のあるもののみ発信することができる。
 - (4) 個人情報は発信しないものとする。
- 7 Web サイトで生徒の個人を発信する場合は、本人および保護者に対して、個人情報を発信する趣旨を説明し、同意を得たうえで発信するものとする。
- 8 学校の Web サイトに掲載した生徒の個人情報について、本人もしくは保護者から訂正・削除の要請があった場合には、速やかに要請に応じなければならない。

(WEB サイトの内容)

- 9 学校 Web サイトの内容は、Web サイトの開設目的を達成するため、次の各号に定めるものとする。
- (1) トップページに、以下の情報をのせる。
 - ① 学校情報 (校長名、学校所在地、電話番号、F A X 番号)
 - (2) トップページに、以下のボタンを作成する。(階層下にある場合もを含む)
 - ① 学校案内 (学校概要、教育目標など)
 - ② 行事予定
 - ③ 校長挨拶
 - ④ 各種たより (ブログ記事)
 - ⑤ 非常時の登下校 (地震・台風・特別警報発表時の基本対応)
 - ⑥ 学校運営協議会

一宮市立大和中学校 WEB サイト運用規定

令和5年4月3日改訂

- ⑦ 学校評価
- ⑧ その他、校長が承認したもの

(3) ブログ記事のタイトルには日付を記載する。

(諸法規・モラルの遵守)

- 1 0 公開する情報は、著作権法、その他各種法令に違反しないものを掲載するものとする。
- 1 1 受信した情報の利用については著作権法等の法律を遵守し、適切な利用を心がける。
- 1 2 他人や他の団体を誹謗中傷する内容は記載しない。
- 1 3 公開する情報は全て著作権を主張すること。そのため、Web サイトのトップページに著作権者を明記する。
- 1 4 本校の Web サイトと第三者の Web サイトとをリンクさせる場合には、事前に相手先の承諾を得ることとする。

(本規程の改訂)

- 1 5 この規程は、必要に応じて改訂を行う。